

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月9日

【四半期会計期間】 第83期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 株式会社ヨコオ

【英訳名】 YOKOWO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼執行役員社長 徳間 孝之

【本店の所在の場所】 東京都北区滝野川七丁目5番11号

【電話番号】 03(3916)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員専務 深川 浩一

【最寄りの連絡場所】 東京都北区滝野川七丁目5番11号

【電話番号】 03(3916)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員専務 深川 浩一

【縦覧に供する場所】 富岡工場
(群馬県富岡市神農原1112番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第82期 第3四半期 連結累計期間	第83期 第3四半期 連結累計期間	第82期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(百万円)	45,171	43,737	60,595
経常利益	(百万円)	3,741	3,232	4,583
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	2,802	2,373	3,440
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,591	2,734	2,587
純資産額	(百万円)	26,530	30,370	26,532
総資産額	(百万円)	46,014	53,184	48,134
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	138.40	116.54	169.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	138.08	116.32	169.52
自己資本比率	(%)	57.6	57.0	55.1

回次		第82期 第3四半期 連結会計期間	第83期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	57.09	53.78

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高は消費税等を除いて表示しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間における、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動は以下のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間において、YOKOWO MANUFACTURING OF THE PHILIPPINES, INC.を新規設立して連結子会社にしております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、株主、投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における売上高は、回路検査用コネクタ及び無線通信機器の両セグメントが前年同期比で増収となった一方、車載通信機器セグメントが前年同期比で減収となった結果、43,737百万円（前年同期比3.2%）となりました。営業損益につきましては、車載通信機器セグメントが利益率改善により黒字に転じ、無線通信機器セグメントが増加したものの、回路検査用コネクタセグメントが減少したことなどから、3,771百万円の利益（前年同期比 3.4%）となりました。経常損益につきましては、円高による為替差損502百万円を計上したことなどにより、3,232百万円の利益（前年同期比 13.6%）となりました。親会社株主に帰属する四半期純損益につきましては、経常減益により、2,373百万円の利益（前年同期比 15.3%）と、前年同期比で減益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

車載通信機器

当セグメントの主要市場である自動車市場は、新型コロナウイルス感染症の拡大により自動車メーカーが減産を余儀なくされ、下期以降は減少幅が縮小しているものの、生産・販売ともに前年同期を下回りました。地域別では、中国市場の新車販売台数が前年同期比で増加したものの、米国/アセアン/日本国内市場では、当上期における需要落ち込みと生産縮小・停止により、前年同期比で大幅な減少となりました。

このような状況の中、主力製品であるシャークフィンアンテナ/GPSアンテナをはじめとする自動車メーカー向けアンテナの国内・海外販売及びETCアンテナなど国内向けを主とする製品の販売は、第2四半期以降は自動車メーカーの挽回生産により前年同期を上回る水準となっておりますが、第1四半期の売上減をカバーするには至らず、前年同期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は26,667百万円（前年同期比 8.7%）と、前年同期比で減収となりました。セグメント損益につきましては、第1四半期が942百万円の大幅な赤字となったものの、第2四半期以降は比較的利益率の高い製品の比率上昇に加え、前年同期の部材不具合解消とコストマネジメントの浸透による製造経費低減、生産性向上による労務費比率低下などにより損益を大幅に改善し、136百万円の利益（前年同期比+9.2%）となりました。

回路検査用コネクタ

当セグメントの主要市場である半導体検査市場は、新型コロナウイルス感染症や米中貿易摩擦の影響を背景に、テレワーク拡大に伴うパソコン需要増加や外出制限・自粛に伴うインターネット利用急増によるサーバー需要増加の一方で、スマートフォン向け需要が減少しました。5G関連需要については、投資停滞により一時的に減少しましたが、第3四半期以降は徐々に回復傾向にあります。

このような状況の中、当社グループの主力製品である半導体後工程検査用治具の販売は、第1四半期におけるロジック半導体検査用ソケット・高周波検査対応ソケットの受注増の一方で、第2四半期以降は新型コロナウイルス感染症拡大及び米中貿易摩擦の影響により主要顧客からの受注が軒並み減少し、前年同期水準となりました。半導体前工程検査用治具の販売は、周辺機器を含めてワンストップソリューションでサービスを提供するターンキービジネスが順調に推移したことなどにより、前年同期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は9,883百万円（前年同期比+4.3%）と、前年同期比で増収となりましたが、その伸びは鈍化しました。セグメント損益につきましては、今後の受注回復・増加を見越した生産体制強化による固定費増加などにより、1,936百万円の利益（前年同期比 13.6%）となりました。

無線通信機器

当セグメントの主要市場である携帯通信端末市場は、スマートフォンの販売が減少傾向にある一方、ウェアラブル端末は多様化・高機能化により今後の成長が見込まれております。POS端末市場は、物流/製造を始めとする幅広い業界において、情報管理による業務効率化実現の観点から着実な成長を続けているほか、産業機器などの他市場も成長が期待されております。

このような状況の中、微細スプリングコネクタを中核製品とするファインコネクタ事業におきましては、POS端末向け販売の堅調な推移に加え、学校教育現場用モバイル端末向けなどの受注が増加したことなどにより、売上高は前年同期を上回りました。

当セグメントに含めておりますメディカル・デバイス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により部品の受注が弱含む中、ユニット品の新製品販売が堅調に推移したことにより、売上高は前年同期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は7,186百万円（前年同期比+10.7%）と、前年同期比で増収となりました。セグメント損益につきましては、ファインコネクタ事業における増収に伴う増益に加え、メディカル・デバイス事業における歩留の向上などにより、1,699百万円の利益（前年同期比+10.5%）となりました。

（事業セグメント別連結売上高 前年同期比較） （単位：百万円、%）

	前第3四半期 連結累計期間 自 2019年4月 至 2019年12月	当第3四半期 連結累計期間 自 2020年4月 至 2020年12月	前年同期比
	売上高	売上高	増減率
車載通信機器	29,207	26,667	8.7
回路検査用コネクタ	9,474	9,883	+4.3
無線通信機器	6,489	7,186	+10.7
合計	45,171	43,737	3.2

（事業セグメント別連結売上高 四半期別推移） （単位：百万円）

	第1四半期 連結会計期間 自 2020年4月 至 2020年6月	第2四半期 連結会計期間 自 2020年7月 至 2020年9月	当第3四半期 連結会計期間 自 2020年10月 至 2020年12月
車載通信機器	5,367	10,107	11,192
回路検査用コネクタ	4,048	2,779	3,055
無線通信機器	2,153	2,655	2,377
合計	11,569	15,542	16,625

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産は、現金及び預金増加272百万円、売上債権増加687百万円、たな卸資産増加1,485百万円、有形固定資産増加1,848百万円などにより、53,184百万円（前連結会計年度末比5,050百万円の増加）となりました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債は、仕入債務増加1,287百万円により、22,814百万円（前連結会計年度末比1,212百万円の増加）となりました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、第三者割当増資の払込に伴い資本金が861百万円、資本剰余金が861百万円増加したこと、親会社株主に帰属する四半期純利益2,373百万円の計上、その他有価証券評価差額金増加353百万円、配当金の支払649百万円などにより、30,370百万円（前連結会計年度末比3,838百万円の増加）となりました。

（自己資本比率）

当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は57.0%（前連結会計年度末比+1.9ポイント）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更は無く、また、新たに生じた課題はありません。当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を会社の支配に関する基本方針として定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、2020年6月25日提出の第82期有価証券報告書に記載のとおりです。なお、内容等についての変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は2,408百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,519,878	21,929,878	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株。
計	21,519,878	21,929,878	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項及び停止指定条項付）の発行

当社は、2020年11月10日開催の取締役会決議に基づき、第3回新株予約権（行使価額修正条項及び停止指定条項付）を発行しております。

当第3四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年11月10日
新株予約権の数（個）	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の発行価額（円）	総額20,880,000（本新株予約権1個当たり金696）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額2,741（注）2
新株予約権の行使期間	2020年12月3日～2022年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と割当先との間で締結された第三者割当契約において、新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
取得条項に関する事項	（注）3

新株予約権の割当日（2020年12月2日）における内容を記載しております。

（注）1 新株予約権の目的となる株式の数

- 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄（4）の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記2（4）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(4)及び及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(4) eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,741円とする。
- (3) 行使価額の修正
本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,919円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 下記 bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- c 下記 bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記 bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記 bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e 上記a乃至cの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記a乃至cにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- c 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日に於ける当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 bの場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記第 の規定にかかわらず、上記 に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記2(3)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2022年12月2日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第3四半期会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	6,700
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（個）	670,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	2,564.34
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	1,718
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	6,700
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	670,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	2,564.34
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	1,718

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日 ～ 2020年12月31日	670,000	21,519,878	861	4,857	861	4,843

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 538,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,281,600	202,816	同上
単元未満株式	普通株式 30,178	-	同上
発行済株式総数	20,849,878	-	-
総株主の議決権	-	202,816	-

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株（議決権4個）含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、自己株式が74株含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社ヨコオ	東京都北区滝野川 七丁目5番11号	538,100	-	538,100	2.58
計	-	538,100	-	538,100	2.58

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,352	12,624
受取手形及び売掛金	10,774	11,462
商品及び製品	4,662	6,188
仕掛品	402	363
原材料及び貯蔵品	3,616	3,614
その他	1,456	1,803
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	33,262	36,054
固定資産		
有形固定資産	11,296	13,145
無形固定資産	900	985
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	81	132
その他	2,593	2,867
投資その他の資産合計	2,675	3,000
固定資産合計	14,872	17,130
資産合計	48,134	53,184
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,428	7,715
短期借入金	6,489	6,373
1年内返済予定の長期借入金	-	1,800
未払法人税等	770	230
賞与引当金	600	599
その他	3,291	3,657
流動負債合計	17,580	20,376
固定負債		
長期借入金	3,400	1,600
退職給付に係る負債	183	197
その他	438	640
固定負債合計	4,021	2,438
負債合計	21,602	22,814
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,996	4,857
資本剰余金	3,981	4,843
利益剰余金	19,045	20,756
自己株式	664	632
株主資本合計	26,359	29,824
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	84	437
為替換算調整勘定	64	33
退職給付に係る調整累計額	124	89
その他の包括利益累計額合計	144	493
新株予約権	3	16
非支配株主持分	24	36
純資産合計	26,532	30,370
負債純資産合計	48,134	53,184

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	45,171	43,737
売上原価	35,181	34,370
売上総利益	9,990	9,366
販売費及び一般管理費	6,085	5,594
営業利益	3,905	3,771
営業外収益		
受取利息	20	12
受取配当金	34	35
その他	47	51
営業外収益合計	101	99
営業外費用		
支払利息	80	56
持分法による投資損失	15	31
為替差損	97	502
その他	72	47
営業外費用合計	265	638
経常利益	3,741	3,232
特別利益		
固定資産売却益	1	4
投資有価証券売却益	93	19
特別利益合計	94	23
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	24	63
製品保証費用	14	-
特別損失合計	39	64
税金等調整前四半期純利益	3,796	3,192
法人税、住民税及び事業税	762	624
法人税等調整額	216	180
法人税等合計	978	805
四半期純利益	2,817	2,387
非支配株主に帰属する四半期純利益	14	13
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,802	2,373

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	2,817	2,387
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	99	353
為替換算調整勘定	297	29
退職給付に係る調整額	28	35
その他の包括利益合計	226	347
四半期包括利益	2,591	2,734
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,576	2,722
非支配株主に係る四半期包括利益	14	11

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 第3四半期連結会計期間より、新たに設立したYOKOWO MANUFACTURING OF THE PHILIPPINES, INC.を連結の範囲に含めて おります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	(単位:百万円)
	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	1,985
	2,170

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	283	14	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金
2019年11月12日 取締役会	普通株式	283	14	2019年9月30日	2019年12月10日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	324	16	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金
2020年11月10日 取締役会	普通株式	324	16	2020年9月30日	2020年12月10日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は2020年11月10日開催の取締役会決議に基づき、当第3四半期連結累計期間において第三者割当による新株式発行を行いました。この結果、資本金が861百万円、資本剰余金が861百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が4,857百万円、資本剰余金が4,843百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	車載通信機器	回路検査用 コネクタ	無線通信機器	計		
売上高						
外部顧客への売上高	29,207	9,474	6,489	45,171	-	45,171
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	70	-	70	70	-
計	29,207	9,544	6,489	45,242	70	45,171
セグメント利益	124	2,241	1,537	3,904	1	3,905

(注)1 セグメント利益のその他1百万円は、主に親子会社間の内部取引の相殺であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益との調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	車載通信機器	回路検査用 コネクタ	無線通信機器	計		
売上高						
外部顧客への売上高	26,667	9,883	7,186	43,737	-	43,737
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	26,667	9,883	7,186	43,737	-	43,737
セグメント利益	136	1,936	1,699	3,772	0	3,771

(注)1 セグメント利益のその他 0百万円は、主に親子会社間の内部取引の相殺であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益との調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	138.40円	116.54円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,802	2,373
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	2,802	2,373
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,251	20,369
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	138.08円	116.32円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	46	37
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

第3回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の行使

当第3四半期会計期間終了後、2021年1月31日までの間に、当社が2020年11月10日に発行した第3回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の一部について行使が行われております。

新株予約権が行使され、2021年1月1日から2021年1月31日までに発行した株式の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	4,100個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 410,000株
(3) 資本金増加額	602百万円
(4) 資本剰余金増加額	602百万円

(注) 上記には、2021年2月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権行使数は含まれておりません。

2 【その他】

第83期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）中間配当については、2020年11月10日開催の取締役会において、2020年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	324百万円
1株当たりの金額	16円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月9日

株式会社ヨコオ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 靖 仁 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨコオの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨコオ及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施さ

れる年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。